

平成30年9月  
大東市議会  
定例会議会議案  
条例新旧対照表

## も く じ

・議案第54号	大東市火災共済条例 -----	2
・議案第55号	大東市一般職の職員の給与に関する条例 -----	4
・議案第57号	大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例 -----	10
・議案第58号	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基 準を定める条例 -----	12
・議案第59号	大東市介護保険条例 -----	20
・議案第60号	大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関 する基準を定める条例 -----	22
・議案第61号	大東市立放課後児童クラブ条例 -----	24

議案第54号

大東市火災共済条例 新旧対照表

新		
本則 (略)		
別表 (第6条関係)		
共済見舞金の額		
(単位 円)		
見舞金	被害の程度	支給額 (1口当り)
	全焼・全壊	<u>1,200,000</u>
	半焼・半壊	<u>600,000</u>
	部分焼・部分壊または消火活動に伴う水・破損	<u>250,000</u>
	その他	<u>30,000</u>
死亡弔慰金 (死亡1人につき)		<u>600,000</u>
備考 (略)		

主要改正点

- ・火災等の共済見舞金の支給額を変更したこと。

旧		
本則 (略)		
別表 (第6条関係)		
共済見舞金の額		
(単位 円)		
見舞金	被害の程度	支給額 (1口当り)
	全焼・全壊	<u>1,000,000</u>
	半焼・半壊	<u>500,000</u>
	部分焼・部分壊または消火活動に伴う水・破損	<u>200,000</u>
	その他	<u>20,000</u>
死亡弔慰金 (死亡1人につき)		<u>500,000</u>
備考 (略)		

## 議案第55号

### 大東市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新
第1条 (略) (給与)
第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>管理職員特別勤務手当</u> 、期末手当および勤勉手当をいう。
第3条 ～ 第22条 (略) (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第23条 第20条から前条までの規定は、第13条第1項に規定する職を占める職員には適用しない。
第24条 ～ 第25条 (略) <u>(管理職員特別勤務手当)</u>
第25条の2 <u>第13条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定により定められた週休日または勤務時間条例第9条および第10条の規定に基づく休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u></u>
2 <u>前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u></u>
3 <u>管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>

### 主要改正点

- ・管理職手当の支給の対象範囲を見直したこと。
- ・管理職員特別勤務手当を新設したこと。
- ・職務の級が4級である職員の標準的な職務を見直し、昇格に係る制度を改めたこと。

旧
第1条 (略) (給与)
第2条 この条例で給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および勤勉手当をいう。
第3条 ～ 第22条 (略) (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第23条 第20条から前条までの規定は、第13条第1項に規定する職を占める職員には適用しない。 <u>ただし、災害その他市長が特別に認める場合については、この限りでない。</u>
第24条 ～ 第25条 (略)

# 新

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(扶養手当等の支給期日)

第26条 (略)

2 管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および管理職員特別勤務手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

3 (略)

第27条 ~ 第37条 (略)

別表第1 ~ 別表第4 (略)

別表第5 (第4条の2関係)

## 等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
<u>4級</u>	<u>上席主査の職務、上席主査の職務に相当する職務または主査の職務</u>

イ ~ エ (略)

別表第6 (第13条関係)

# 旧

(扶養手当等の支給期日)

第26条 (略)

2 管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

3 (略)

第27条 ~ 第37条 (略)

別表第1 ~ 別表第4 (略)

別表第5 (第4条の2関係)

## 等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
<u>4級</u>	<u>上席主査の職務、上席主査の職務に相当する職務、主査の職務または困難な業務を処理する主査の職務に相当する職務で規則で定めるもの</u>

イ ~ エ (略)

別表第6 (第13条関係)

# 新

管理職手当額表

<u>職</u>	<u>管理職手当の月額</u>
<u>理事</u>	<u>91,100円</u>
<u>部長</u>	<u>85,100円</u>
<u>次長</u>	<u>71,300円</u>
<u>課長</u>	<u>57,000円</u>

備考 この表の左欄に掲げる職に相当すると認められる職の管理職手当の月額については、当該職を占める職員の担任する職務の内容および職責等を考慮し、かつ、この表に定める額を基準として規則で定めることができる。

# 旧

管理職手当額表

<u>職</u>	<u>管理職手当の月額</u>
<u>理事</u>	<u>91,100円</u>
<u>部長</u>	<u>85,100円</u>
<u>次長</u>	<u>71,300円</u>
<u>課長</u>	<u>57,000円</u>
<u>課長補佐</u>	<u>46,000円</u>
<u>上席主査</u>	<u>40,000円</u>
<u>主査</u>	<u>36,500円</u>

備考

- 1 国または大阪府等からの派遣職員で管理または監督の地位にある職員の職または指導主事（規則で定めるものをいう。）のうち、市長が指定した職の管理職手当の月額については、別に規則で定めることができる。
- 2 この表の左欄に掲げる職に相当すると認められる職の管理職手当の月額については、当該職を占める職員の担任する職務の内容および職責等を考慮し、かつ、この表に定める額を基準として規則で定めることができる。

## 議案第57号

### 大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

#### 新

第1条 ～ 第7条 (略)

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)については、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。

第9条 ～ 第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号および第4号に掲げる事項

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第16条 ～ 第52条 (略)

#### 主要改正点

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第7条 (略)

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間および保育必要量等を確認するものとする。

第9条 ～ 第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号および第4号に掲げる事項

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第16条 ～ 第52条 (略)

## 議案第58号

### 大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める 条例

#### 新

第1条 ～ 第6条 (略)

(保育所等との連携)

第7条 (略)

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模

#### 主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第6条 (略)

(保育所等との連携)

第7条 (略)

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

## 新

保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 (略)

第8条 ～ 第16条 (略)

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第18条 ～ 第23条 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める看護師であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

3 ～ 4 (略)

第25条 ～ 第49条 (略)

## 旧

2 (略)

第8条 ～ 第16条 (略)

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

第18条 ～ 第23条 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める看護師であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

3 ～ 4 (略)

第25条 ～ 第49条 (略)

## 新

### 付 則

- 1 (略)  
(食事の提供に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設もしくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条および第49条において準用する場合を含む。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条および第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）および第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）ならびに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）および第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
- 4 (略)
- 5 (略)

## 旧

### 付 則

- 1 (略)  
(食事の提供に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設もしくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条および第49条において準用する場合を含む。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条および第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）および第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）および第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）ならびに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。
- 3 (略)
- 4 (略)

## 新

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 付則第8項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

11 (略)

## 旧

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 付則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 (略)

議案第59号

大東市介護保険条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第3条 (略) (保険料率)
第4条 (略)
(1) ～ (5) (略)
(6) (略)
ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令 <u>第22条の2第2項</u> に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
(7) ～ (12) (略)
2 (略)
第5条 ～ 第21条 (略)

主要改正点

- ・介護保険法施行令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第3条 (略) (保険料率)
第4条 (略)
(1) ～ (5) (略)
(6) (略)
ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令 <u>第38条第4項</u> に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ (略)
(7) ～ (12) (略)
2 (略)
第5条 ～ 第21条 (略)

## 議案第60号

### 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

#### 新

第1条 ～ 第9条 (略)

(職員の配置等)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学(以下この項において「社会福祉学等」という。)を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6) ～ (9) (略)

(10) 5年以上児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

5 ～ 6 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

#### 主要改正点

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 ～ 第9条 (略)

(職員の配置等)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学(以下この項において「社会福祉学等」という。)を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) ～ (9) (略)

5 ～ 6 (略)

第11条 ～ 第21条 (略)

議案第61号

大東市立放課後児童クラブ条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第2条 (略) (利用時間)
第3条 <u>児童クラブの利用時間は、次の各号に掲げる日(次条各号に掲げる日を除く。)の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u>
(1) <u>月曜日から金曜日まで(次号に掲げる日を除く。)</u> <u>大東市立小学校の授業終了後から午後6時まで</u>
(2) <u>大東市立小学校の夏季休業日、冬季休業日および春季休業日(次号に掲げる日を除く。)</u> <u>午前8時30分から午後6時まで</u>
(3) <u>土曜日</u> <u>午前8時30分から午後5時まで</u>
2 (略)
第4条 ～ 第16条 (略)

主要改正点

- ・大東市立放課後児童クラブの土曜日の利用開始時刻を変更したこと。

旧
第1条 ～ 第2条 (略) (利用時間)
第3条 <u>児童クラブの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u>
(1) <u>放課後から午後6時まで</u>
(2) <u>大東市立小学校および中学校の管理運営に関する規則(昭和33年教委規則第12号)第2条第1項第2号に規定する学校休業日(土曜日を除く。)</u> <u>午前8時30分から午後6時まで</u>
(3) <u>学校休業日中の土曜日(希望者がいる場合に限り開設する。)</u> <u>およびその他の土曜日</u> <u>午前9時から午後5時まで</u>
2 (略)
第4条 ～ 第16条 (略)